

平成 26 年 4 月 7 日

第 10 回議会改革検討委員会要録

日 時 3 月 24 日（金）午前 10 時～11 時 24 分
場 所 議会委員会室
出 席 堀内、辻、長岡、東、芳倉
富木
欠 席 服部、康村、吉川
資 料 「議会インターネット中継の実施」についてのこれまでの論点整理（案）
「タブレット端末導入」と「パソコンの持ち込み」についての論点整理（案）

審議結果

1. 上牧町議会基本条例の実施状況の検証について（継続）

（委員会の活動）

・第 11 条第 1 項第 1 号「町民に分かりやすい議会運営」、第 2 号「委員長報告の作成と答弁」、第 3 号「町民への審議経過への報告」（努力規定）は、いずれも△が多数となった。既に第 1 号と第 2 号は努力規定ながら、既に取り組んでいる。第 3 号については、議会報告会のなかで部分的に実施されている。特に第 2 号の委員長報告の作成は、委員長を中心に委員会の共同作業として実施されており、さらに試行錯誤を重ねながら徐々にその形が整うものと思われる。委員長報告に対する質疑は未だ行われていない。

・委員長報告は徐々に良くなって来ているのではないか。ある議員の一般質問で 26 年度の主要事業は取り上げられたが、むしろ委員長報告に対する質疑で取り上げて方がよいのではないか。

・いまの問題提起は、議会改革よりも議会運営上の課題であり、議会運営委員会で検討されるのが望ましい。

（議員研修の充実強化）（議員研修費等の執行及び公開）

・第 12 条第 1 項「議員研修の充実強化」（義務規定）については△の評価となった。25 年度において常任委員会合同視察研修と議会運営委員会視察研修が実施されている。第 2 項「議員研修会の開催」（義務規定）は未実施であり、評価は×となっている。26 年度には議会インターネット中継やタブレット端末の導入など I C T 器機の採用が予算化されており、議員研修は実施しなければならない。第 13 条第 1 項（実施要綱の遵守）は、例の議員自らのテーマについて、1 議員あたり年 5 万円の範囲で支出が可能な研修制度であるが、△評価となった。25 年度において一部の議員によってこの制度に基づく個人研修は既に実施されており、今後において出来るだけ多数の議員の活用が望まれる。同じく第 2 項（報告書の閲覧請求への対応）については閲覧請求の実績がなく、△×同数の評価となった。いつにおいても閲覧請求があれば対応出来る態勢にあり、判定が難しかったのではないか。閲覧請求があれば、いつでも対応出来る状況にある。

・第 13 条の個人研修にかかる実施要綱のことであるが、一部に年額 5 万円では不足であり使いにくいとの声もあるが、東京へ 1 泊 2 日で通常の参加費込みで何とか行け、

区切りのよい数字として設定されている。26年度も引き続いてこの実施要綱で運用し、必要があれば見直してはどうか。

- ・26年度はこの要綱で実施することに異議無し。

(議会事務局の体制整備)(議会図書室の設置及び公開)

- ・第14条第1項「事務局機能の充実強化」(努力規定)、第15条第1項「図書室の設置と図書の実質」、同じく第2項「図書室の公開」(努力規定)があるが、議会のありべき姿を条例のなかで謳っているところである。さし当たってどうこうではなく、方向性を示す意味と解すべきである。事務局体制の強化については、町の人事との関連もあり、議会だけでどうのこうのと出来ない要素もある。意見が分かれたが、いずれも△が多数となった。

- ・26年度は議会インターネット中継やタブレット端末の導入が行われ、事務局に新しい仕事をお願いすることになる。

(議会広報の充実)

- ・第16条第1項「議会だよりによる情報提供」(努力規定)、議会だより第85号より編集方針が大きく変更され、表紙のカラー化とデザイン変更、委員長報告の掲載、議案に対する議員別の賛否一覧、一般質問の読みやすい工夫等が実施された。評価は全員○となった。

- ・同じく第2号「多様な手段による広報充実」(努力規定)は、意見が分かれたが△の評価となった。議会インターネット中継が始まり、これと連動して議会ホームページの改編も必要となる。

- ・議会広報はまだまだ試行錯誤の状況であり、定まった編集作業はこれからである。

- ・一般質問は複数項目をやっているが、議会広報では1項目に絞られている。絞り込みが難しい場合があり、複数項目で掲載できるように検討して頂きたい。

- ・テーマを1つに絞ることになった狙いは、出来るだけ字数を減らし、今は9文字の50行になっている。併せてイラストや写真を使ってビジュアルにしようとしている。基本を読みやすいことに置けば、テーマは1つに絞らざるをえないであろうとの判断であった。

- ・先ず見て頂ける広報にして行こうとの議論であった。そのなかで空白部分を取るとか、イラストを使うとかの工夫から始まった。こうした編集はまだ始まったばかりであり、意見は意見として広報でも検討してはどうか。

- ・12月議会の後で出した第87号の一般質問で、ある議員の原稿で2つの問題点があった。1つはかなりの字数超過であったが、なかなか本人と連絡が取れず、委員会の判断で一定の字数調整を行った。2つは読み手側にとっては理解に苦しむ内容が含まれていたとの指摘があった。一般質問の内容についても広報委員会として十分な議論が求められるのではないかと。広報委員会はこれまで編集作業がほとんどであったが、今後は広報のあり方についても議論する必要がある。

- ・広報の充実という観点から、広報委員会でも議論して行きたい。

- ・字数のなかで複数テーマを可能にしてはどうか、またテーマだけを添え書きする方法もあるのではないかと。ある議員の一般質問の内容に関して、広報委員会のあり方を問う声があった。

・一般質問の内容に関して、それを行った議員の責任の範囲で掲載しているが、見方によっては議会の責任でもある。議会だよりは、広報委員会の編集で議会として発行しており、時間的な制約だけでなく議会として議論を深め、出来るだけそうした問題がないようにやる必要がある。編集作業のスケジュールの辻褄を合わせるだけでは、議会基本条例の趣旨として足りないのではないか。

(議員の政治倫理)

・第17条第1項「政治倫理条例の遵守」(義務規定)については、意見が分かれたが評価は○である。相当以前作られた条例であるが、条例として存在してもその内容についてはまだまだ理解が足りないのではないか。果たして政治倫理に抵触しないのかどうか、またはその趣旨をいかしているのか等については、十分な検証が行われていない。議員によっては、政治倫理条例があることも十分認識されていない状況があるのではないか。議会が今後において議員研修を実施するなかで、政治倫理条例が求めている内容を知って頂くことが望まれる。

・議会改革を言う前に、もっと基本的な政治倫理の検証をしておく必要がある。

・同感である。

(議員定数)(議員報酬)

・第18条第1項「分かりやすい政策説明」、同じく「定数改正の手続き」(義務規定)、第19条第1項「議員報酬条例の準拠」、同じく第2項「議員報酬条例の準拠」(義務規定)、いずれも意見が分かれたが×が多数となった。議員定数に関しては、決して増やすという状況にはない。現行の12名以下の定数となれば、委員会運営を重視した議会運営はとても難しくなる。今のところ1人の議員で、相当手間のかかる広報委員会を含めいくつかの委員会を掛け持ちでやって頂いている状況である。条例に定めはないが、この委員会のように月1回の委員会開催も行っている。議員定数については、ほとんど議論の余地がないのではないか。そういう意味で×となっている。議員報酬に関しては特例で削減しており、前回のこの委員会では特別職の報酬と管理職手当の削減を戻すことに関して、議員報酬はどうなるのだとの意見があった。いまの状況においては26年度には議員報酬に関する検討はやらなければならないのではないか。

・定員に関しては、これ以上減らした場合議会運営は不可能であり、議論の余地はないと考える。報酬削減には反対の意見である。若い優秀な人材はほかの仕事もやらないと出来ない状況である。先ず報酬を元に戻して、次に若い世代のために引き上げを検討すべきである。

・議員の定数と報酬を掛け合わせて、「歳費を上げるのであれば定数を減らせ」という議論がよく出て来るが、これは全く別の話であると思う。上牧町の風潮として議員の定数や報酬に住民が苦言を呈して来たのは、議員らしさや議会らしさが欠けていることに対する批判として受け止めて来た。この間、議員の活動や議会運営が住民に見えていないことが原因ではないか。報酬が低ければよいと言う話ではない。議員を目指そうという人は居ると思うが、今の手取りで20万円を切る状況では生活は成り立たない。社会では非正規社員が増えて給与が安定していない状況で、議員のなり手が少ないのではないか。議員の報酬についても論議して検討する必要がある。町民も巻き込みこの状況でよいのかどうか、議員は小遣い稼ぎでよいのかどうか検討する必要がある。

・第19条第2項「報酬改正の手続き」に関して、今の議員報酬は財政上の理由において特例で引き下げている話と先程の議員報酬本来のあり方の議論とは区別する必要がある。ただこれを戻す場合においても条例の趣旨からして、町民の一定の意見を聞く手続きは必要であると考えられる。

(最高規範性)

・第20条第1項「最高規範性の実行」(義務規定)は、意見が分かれたが、評価は○である。同じく第2項「一般選挙後の条例研修」(義務規定)は、まだその機会がなく評価は×となっている。議会の一般選挙は、27年4月の統一地方選挙で実施される予定であり、その後においてこの条項が生きてくる。最高規範性ということに関しては、開かれた議会運営を実行するために、26年度当初予算で議会インターネット中継の実施やタブレット端末の導入も盛り込まれ、その準備が進められている。議会会議規則の改正やタブレット端末の使用に関する要綱の制定、また通信費の負担に関しては条例制定が不可欠である。この基本条例をベースに色んな制度上の手当が現在進行中である。

(見直し手続き)

・第21条第1項「目的達成の検証と公表」、同じく第2項「条例改正への適切な措置」、同じく第3項「改正の理由と背景の説明」(義務規定)は、いずれも評価は×である。本来の条例上の見直し手続きは、未だその時期が来ていない。ただし、条例の趣旨を踏まえて、議会の判断で年に1回上乗せの検証作業を開始し見直しを進めている。その結果についても当然に公表する。

(議会及び議員の責務)

・第22条第1項「法令遵守」(義務規定)、評価は○である。言わずもがなの条項である。但し、法令に抵触するような事態が発生した場合に、議会としてどう対処するのか厳しく問われる。先の政治倫理条例、町条例、「地方自治法、公職選挙法等を含めて大きな問題となる。

・この後作業としては、議論の結果を踏まえ、委員長試案の形でまとめ、委員会として議長に報告できるように次回委員会に諮ることとする。

2. 議会インターネット中継及びタブレット端末導入についての論点整理について

①議会インターネット中継についての論点整理

この論点整理は、この委員会及び全員協議会で議論され、議会としての共通認識が出来ていると思われる事項について、項目整理したものである。

○「議会インターネット中継の実施」は、既存の録音・録画・モニター中継のための設備を可能な範囲で活用し、設備費用を極力押さえたシステムで早期に実施することとした。平成26年度当初予算にその費用として3,125千円を計上する。

・現有のアナログ方式のカメラ(各2台)とマイク設備を活用し、コンバーターを導入することでデジタル信号に変換する。

・編集用パソコンを1台導入する。画像構成は2分割固定方式とし、会議名並びに発言者名のテロップを可能な範囲で挿入する。

- ・送信サイトとして、差しあたり Ustream のフリーバージョンを（無料サイト）を使うこととし、送信管理のために必要とするスペックのパソコンを 1 台導入する。
- ・インターネット中継の場合、映像と音声の実像に比べて数秒程度の時差を生じるがデモンストレーションの結果、実用上何ら支障が無いことを確認した。
- ・役場ロビーのモニターをデジタル方式 1 台とし、従来通り中継を行う。但し、「試験放映」時に会議によっては、テロップが入らない場合もあり得る。

○インターネット中継は、当面の半年程度、本会議の実況中継を「試験放映」と位置づけて実施する。運用において一定の安定した段階で、本格的な実況中継を実施する。

- ・議会インターネット中継は、そのためのシステムを構築し主として録画中継を中心に実施しているところが多く見受けられるが、上牧町議会においては、既存設備の活用とモニター中継を継続する観点から、本会議の実況中継から取り組むこととする。
- ・委員会中継については、「試験放映」と併行して取り組み、本会議の実施状況を見ながら実況中継を検討する。

- ・録画中継（編集した録画映像、日程・議員名の索引付き）については、編集の体制とシステムをどう構築するのか大きな課題であり、それに見合った予算措置等が別途に必要となる。

○「議会インターネット中継」に伴う諸課題について

- ・「試験放映」並びに「本格放映」について、議会だよりと議会ホームページで可能な限りの広報活動を行う。
- ・インターネット中継に容易にアクセス出来るように、議会ホームページの編集に創意工夫をこらす。
- ・会議における議員発言の申し出や議長による発言の許可について、マイクの切り替えとテロップ挿入との連動が可能となるように、一呼吸を入れる等十分な間を取る。
- ・インターネット放映の仕組みとその問題点について、議会と理事者の共催による専門家を招いた研修会を実施する。
- ・録画中継で無く実況中継から開始することから、一度放映された画像と音声は一人歩きすることを念頭に置き、会議での突発的な事態や不規則発言等も十分予測しておかなければならない。
- ・絶えず検証を繰り返しながら、改善作業に取り組まなければならない。会議規則や要綱、申し合わせ事項等の見直しも併行して実施する必要がある。

- ・「テロップを可能な範囲で挿入する」ことの意味について、会議を進行させながら人手による操作が必要となり、どこまで出来るのか実際に運用したうえでなければ、明確に言えない部分が残る。

- ・録画が可能であればそれを放映すればよいのではないかとの意見があったが、この録画はあくまで記録用の録画であり、これをそのまま放映するのは無理がある。広く議会の録画放映がされているのは編集済みの録画であり、会議名や発言議員名の索引があるのが通常である。録画中継には予算措置と編集作業、記録媒体を整備したうえでなければ放映に堪えない。

- ・編集作業について、視察を行った鳥羽市議会の場合は議会事務局で編集作業をしている。設備がありそれをこなせる職員が揃っている。上牧町議会では、編集するための設備もなければ体制もなく、議会内での編集作業はとても無理である。編集作業を外部発注するための予算は 26 年度では組まれて居らず、27 年度以降の対応とならざるを得ない。

- ・上牧町の場合は、議会改革のなかでやれることからやろうという方針で取り組んでいる。議会インターネット中継やタブレット端末の導入を早期に実現しようとの声もあり、限られた財源のなかで何とか工夫を凝らしてこのような対応となっている。

②タブレット端末導入についての論点整理

○「タブレット端末の導入」と「パソコンの持ち込み」は、議会改革の一環として取り組み、これに必要な条例の制定や会議規則等の整備を一体で進めて行く。

- ・議会基本条例の前文において、議会は監視、調査、政策形成等の機能の向上を謳った。これらの議会全体の機能向上と併せて会議資料のペーパーレス化による費用の削減が求められている。

- ・「タブレット端末の導入」目的は、議会資料の閲覧、議会内の情報伝達、災害時の緊急連絡、議員調査機能の向上とする。公費負担による貸与（但し通信費は議員の一部負担）とし、その機能には自ずと限界がある。「パソコンの持ち込み」はこれを補完する意味もあり、会議規則等の整備は一体で進めて行くことが望ましい。

- ・条例の制定や会議規則等の整備にあたっては、「タブレット端末」を希望しない議員の意見も十分聞いたうえで、今後の議会運営に支障を来さないように取り組む。

○「タブレット端末の導入」は、公費で器機をリース契約するとともにシステムの構築を行ない、端末を希望する議員に貸与し、一定のルールの下に活用を図る。但し通信費の 3 分の 1 相当額は、貸与を受ける議員の個人負担とする。

- ・器機のリース契約とシステム構築の費用は、平成 26 年度当初予算で 3,120 千円を計上し、可能な限り速やかに導入に向けた準備作業を行うものとする。

- ・「タブレット端末の導入」については、25 年 12 月開催の全員協議会で意見が分かれたことから、使うか使わないかは議員による選択性となった。使わない場合においては、従来通りの紙資料を提供することを申し合わせた。

- ・所要の発注手続きが終わり次第、全議員を対象とした「タブレット端末の導入」についての研修会を実施する。今後の運用状況によって、タブレット端末を活用したいとの追加希望がある場合は、必要な措置を講じるものとする。

- ・タブレット端末の利用範囲については、運用を図りながらその可能性を十分検討し、議会としての適切な活用に努める。

- ・マイパソコンの持ち込みについて、他の議会でも広がりを見せており、その有用性をもっと認知すべきであるとの意見があり、原案にある「従って、パソコンの持ち込みによる議員の利便性の向上だけでは、説得力に欠けるきらいがある。」との文面は削除する。

- ・「マイパソコンからタブレット端末への発信は出来るのか」については、タブレット

端末の導入はクローズド環境を前提にしており、今の段階ではそのような対応は想定外である。

・マイパソコンのインターネット環境への接続に関して、庁舎内に汎用 WiFi 機能を設置する計画はなく、議員個人のモバイルルーター等による接続が前提となる。

・インターネット中継の実施やタブレット端末の導入（マイパソコンの持ち込みを含む）に関して、次の作業として実際の運用の図りかたや会議規則の見直し、要綱や条例の制定が必要となる。この論定整理をもとに議長や事務局において鋭意作業を進められたい。

次回開催日程は、4月22日（火）午前10時～

以上